金利上乗せ定期貯金
2026

JAネットプラス

取扱期間 令和8年10月1日(木)▶令和9年3月31日(水)

期間中に、JA福山市のJAネットバンクで
新たな資金をお預け入れいただくと

JA
ネットバンク
限定利率

年1.55%

(税引後の利率 年0.43%)

を初回満期日まで適用します。

お一人様の
預入限度額は
500万円までと
なります。

対象者 JA福山市の口座でJAネットバンク(JAバンクアプリプラス)をご利用いただいている個人の方

預入期間 1年(12ヵ月) **種別** 自動継続スーパー定期貯金(単利型) **預入金額** 10万円以上500万円以下(1円単位)

【留意事項】●JAネットバンク(JAバンクアプリプラス)にてお手続きいただいた資金に限ります。●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は、継続時の店頭表示利率となります。●金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。●中途解約された場合は、当キャンペーンの利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。●この商品は、貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)●利息は令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。

JAバンク プラス

いつでも手続きできるぞう。
JAバンクアプリ プラス

振込・振替 | 税金・各種料金の払いこみ
カードローン | 住所・電話番号変更

ダウンロードは
こちら

JA福山市

※詳しくはJA窓口およびホームページでご確認ください。
※広告有効期限/令和9年3月31日(水)

商品概要説明書

金利上乗せ定期貯金「ＪＡネットプラス」

（令和８年１０月１日現在適用中）

１．商　品　名 （愛　　称）	○自動継続スーパー定期貯金（単利型） 愛称：金利上乗せ定期貯金「ＪＡネットプラス」
２．取 扱 期 間	○令和８年１０月１日（木）～令和９年３月３１日（水）
３．販 売 対 象	○ＪＡネットバンクをご利用いただいている個人の方を対象とします。 ○ＪＡネットバンクにてお手続きいただいた資金に限ります。
４．期　　間	○１年（１２ヵ月）
５．種　　類	○自動継続（元金継続または元利金継続）
６．預 入 方 法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ○一括預入 ○１０万円以上５００万円以下 ※お一人様の預入限度額は５００万円までとなります。 ○１円単位
７．払 戻 方 法	○満期日以後に一括して払い戻します。
８．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ○預入時の約定として、年０．５５０％を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金（単利型）に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算。 ○令和１９年１２月３１日までの間は２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の分離課税となります。 ○窓口でお問合せください。
９．手　数　料	－
10．付加できる特約事項	○個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
11．中途解約時の取扱い	**◇この定期貯金は満期日前解約できません。** **やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（１）６か月未満　　… 解約日における普通貯金の利率** **（２）６か月以上１年未満 … 約定利率×２０％** **ただし、（２）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
12．貯金保険制度（公的制度）	**○保護対象** **当該貯金は、当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融部貯金課（電話：０８４－９２４－２２１２）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	○紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当組合金融部貯金課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
14. その他事項	○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。	

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

ＪＡ福山市